

(別添)

拉致問題の経緯について

平成22年2月
拉致問題対策本部事務局

1. 概要

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消したが、これらの事件の多くには、北朝鮮による拉致の疑いがもたれている。日本政府は、これまでに17名を北朝鮮による拉致被害者として認定しているが、更にこの他にも拉致の可能性を否定出来ないケースがある。

2002年（平成14年）9月に北朝鮮が日本人拉致を初めて認め、10月に5人の拉致被害者が帰国したが、他の被害者については、未だ北朝鮮から安否に関する納得のいく説明はなされていない。残された被害者たちは、今なおすべての自由を奪われ、およそ30年もの間北朝鮮に囚われたままの状態で、現在も救出を待っている。

2. 拉致問題を巡る主な動き

- (1) 2002年（平成14年）9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は、拉致被害者について「5名生存、8名死亡、2名入境せず」と日本側に伝え、10月に、生存とされた5人の拉致被害者が帰国。
- (2) 2004年（平成16年）5月の第2回日朝首脳会談を経て、帰国した5人の被害者の家族の帰国・来日も実現した。

しかし、2002年（平成14年）9月及び2004年（平成16年）11月に北朝鮮から松木薰さんの「遺骨」である可能性があるとして提供されたものや2004年（平成16年）11月に横田めぐみさんの「遺骨」であるとして提供されたものから、本人の者とは異なるDNAが検出され、また、その他の被害者についても、情報・物証が十分提示されないなど、北朝鮮の対応には誠意が全くみられない。

- (3) 2006年（平成18年）7月のミサイル発射、10月の核実験実施発表に対し、政府は制裁措置を実施。北朝鮮が拉致問題に対して何ら誠意ある対応を見せていないことも、措置の理由の一つ。
- (4) 2008年（平成20年）6月に、北朝鮮は調査のやり直しを約束し、8月の協議の結果、北朝鮮と、拉致問題の解決に向けた具体的行動をとるため、すなわち生存者を発見し帰国させるための被害者に関する全面的な調査を行うことなどについて合意。
- (5) 2009年（平成21年）4月のミサイル発射、5月の核実験実施発表に対し、政府は対北朝鮮追加措置を発表。
- (6) 2009年（平成21年）10月13日、政府は、総理を本部長、拉致問題担当大臣、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長とする、新たな拉致問題対策本部の設置を決定。

(参考)

○認定された被害者

(12件17名)

- ・久米裕さん (1977年9月19日拉致) ・松本京子さん (1977年10月21日拉致)
- ・横田めぐみさん (1977年11月15日拉致) ・田中実さん (1978年6月頃拉致)
- ・田口八重子さん (1978年6月頃拉致) ・地村保志さん (1978年7月7日拉致)
- ・濱本富貴恵さん (1978年7月7日拉致) ・蓮池薰さん (1978年7月31日拉致)
- ・奥戸祐木子さん (1978年7月31日拉致) ・市川修一さん (1978年8月12日拉致)
- ・増元るみ子さん (1978年8月12日拉致) ・曾我ひとみさん (1978年8月12日拉致)
- ・曾我ミヨシさん (1978年8月12日拉致) ・石岡亨さん (1980年5月頃拉致)
- ・松木薰さん (1980年5月頃拉致) ・原敷晁さん (1980年6月中旬頃拉致)
- ・有本恵子さん (1983年7月頃拉致)

(注) 警察が拉致を認定した高姉弟事案を含めると、13件19名。

○特定失踪者

民間団体である「特定失踪者問題調査会」が、「北朝鮮による拉致による失踪かもしれない」という家族等からの届出を受け、独自に調査対象として取り扱っている失踪者。

【特定失踪者数 (H22.1.26 調査会発表)】

特定失踪者総 数 約470人	公開者 272人	1000番台リスト 71人	※これまでの公開者 290人 ・うち国内での消息が 確認された人: 15人 (うち死亡での確認: 1人) ・うち政府認定された人: 1人※1 ・うち警察判断された人: 2人※2
		0番台リスト 201人	
非公開者 約200人			※これまでに国内での消息が確認された人: 20人 (うち死亡での確認: 2人)

※1: 松本京子さん、※2: 高敬美さん、高剛さん

「1000番台リスト」…「拉致の可能性が高い」と調査会が判断した失踪者

「0番台リスト」…氏名等が公開されている1000番台以外の失踪者

拉致問題に係る政府の主な取組

平成 22 年 2 月
拉致問題対策本部事務局

平成 21 年

- 9月24日 島山総理大臣が第64回国連総会の一般討論演説で拉致問題に言及

- 9月29日 拉致被害者ご家族との面談
(総理大臣、拉致問題担当大臣、官房長官他)

- 10月13日 新たな拉致問題対策本部の設置について閣議決定
(目的)

拉致問題に関する対応を協議し、生存者の即時帰国に向けた施策、安否不明の拉致被害者に関する真相究明及び同問題への戦略的取組等総合的な対策を機動的に推進する。

(構成員)

本部長 内閣総理大臣

副本部長 拉致問題担当大臣、内閣官房長官、外務大臣

- 10月27日 拉致問題対策本部第1回会合

- ・ 拉致問題対策本部事務局を、総務・拉致被害者等支援室、政策調整室、情報室の3室に再編。
- ・ 特に、情報関係について、強化することを確認。

- 11月 2 日 特定失踪者ご家族との面談

(拉致問題担当大臣、内閣府副大臣、内閣府大臣政務官)

- 11月 7 日 国民大集会 福井大会 (拉致問題担当大臣)

- 12月 12 日 政府主催・拉致問題講演会

(拉致問題担当大臣、内閣府副大臣、内閣府大臣政務官)

平成 22 年

- 1月 13 日 国民大集会 大阪大会 (内閣府副大臣)

※ 拉致問題に関する平成 22 年度予算 (案) について

(単位 : 百万円)

	平成 22 年度 予算案 (A)	平成 21 年度 予算額 (B)	対前年度比較 増△減額 (A-B)
内閣官房予算	1,204	568	636
うち情報関係	864	195	669
内閣府予算 〔帰国被害者等の 支援関連予算〕	36	50	△14
計	1,240	618	622

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（概要）

（本法律は、平成14年12月に公布され、同15年1月に施行された）

1. 目的（第1条）

北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者が、本邦に帰国することができずに北朝鮮に居住することを余儀なくされるとともに、本邦における生活基盤を失ったこと等その置かれている特殊な諸事情にかんがみ、被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給その他の必要な施策を講ずること。

2. 対象者（第2条）

- ①北朝鮮当局によって拉致された被害者
- ②被害者の配偶者等（①の配偶者、子、孫）
- ③被害者の家族（②のほか①の父母、祖父母、兄弟姉妹）

3. 施策

国等の責務（第3条）

- ・被害者及び被害者の配偶者等の安否確認、帰国のための努力
- ・帰国した被害者及び被害者の配偶者等の支援
- ・被害者の家族に対する情報提供、相談等

帰国等に伴う費用（第4条）

- ・帰国等に伴い必要となる費用の負担

拉致被害者等給付金等の支給（第5条）

- ・帰国した被害者及び被害者の配偶者等が永住する場合に拉致被害者等給付金を5年を限度として毎月支給
- ・帰国した被害者が永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められる間は滞在援助金を毎月支給

生活相談等（第6条）

- ・被害者等の相談に応じ助言
- ・日本語の習得の援助

住宅の供給の促進（第7条）

- ・公営住宅への優先入居の措置等

雇用の機会の確保（第8条）

- ・職業訓練の実施、就職のあっせん等

教育の機会の確保（第9条）

- ・就学の円滑化、教育の充実等

戸籍に関する手続に係る便宜の供与（第10条）

- ・戸籍に関する届出等の手続を円滑に行うことができるよう便宜の供与

国民年金の特例（第11条）

- ・拉致期間を国民年金の被保険者期間とみなし、国がその期間に係る保険料に相当する費用を負担すること等により年金額を改善

譲渡等の禁止、非課税（第12条・第13条）

（了）

拉致被害者等給付金等の支給について(現行制度)

(支給方法)

帰国被害者等が本邦に永住する場合には、拉致被害者等給付金を、永住の意思決定の時から5年を限度として、毎月（支給の最初の月は、月額の4倍）支給。被害者の永住の意思決定が可能となるまでの間は、滞在援助金を支給。

(支給月額)

拉致被害者等給付金及び滞在援助金の支給基準については、厚生年金の標準的な年金額（2人世帯）を参考とし、24万円。単身世帯の場合には、7万円（1人分の老齢基礎年金額を参考）を差引き、対象とする世帯人員数が増加する場合には、1人当たり3万円（家計調査による世帯人員と消費支出の相関を参考）を加算。

対象世帯人員数	拉致被害者等給付金 滞在援助金
単身世帯	17万円
2人世帯	24万円
3人世帯	27万円
4人世帯	30万円
5人世帯	33万円

(減額要件)

一の支給対象者に年額580万円以上の恒常的な所得があった場合には、580万円を超えた分の1/2に相当する額を給付金から減額。一の支給対象者に年額200万円以上の恒常的な所得があった場合には支給額を3万円減額。

拉致被害者等支援法改正に係るこれまでの動き

2009年

3月 参・拉致特佐渡視察（16日）

- ・曾我ひとみさんから給付金の延長要望

4月 参・拉致特質疑（27日）

- ・山根隆治議員による視察報告の後、質疑。

5月 拉致問題対策本部関係省庁会議で支援分科会を設置（25日）

6月 小浜市、柏崎市、佐渡市から要望書提出（3日）

新潟県から要望書提出（17日）

福井県から要望書提出（30日）

7月 拉致問題対策本部関係省庁会議支援分科会中間報告（28日）

10月 大塚副大臣新潟県訪問（12日）

- ・蓮池薰さん、曾我ひとみさん、それぞれと面会

小浜市、柏崎市、佐渡市から要望書提出（22日）

11月 福井県から要望書提出（7日）

大塚副大臣福井県訪問（14日）

- ・地村保志さんと面会

衆・拉致特質疑（26日）

- ・拉致問題担当大臣より、「ぜひこの委員会でおまとめいただいて、お願いをしたい」と答弁